

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料
新型コロナウイルス感染症の影響による減免判定簡易フロー

はい:



いいえ:



新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した。



新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡、
または重篤な傷病を負った。



世帯の主たる生計維持者の営業収入・農業収入・給与収入・
不動産収入・山林収入のいずれかの収入が
前年と比べて10分の3以上減少する見込みである。

介護保険料
の場合

国民健康保険税
後期高齢者医療保険料
の場合

世帯の主たる生計維持者の前年所得の合計額が
1,000万円以下である。

世帯の主たる生計維持者の前年比10分の3以上の減少が見込まれる
所得以外の前年所得の合計額が400万円以下である。

申請に
より
全額免除

申請に
より
一部免除

対象に
なりません

